様式第十三（第13条関係）（令元内府総省財文科厚労農水経産国交環署令３・一部改正）

（表）

番　号

刻印

（写真）

産業競争力強化法第145条第２項の規定による立入検査証

職名及び氏名

年　月　日交付

発行者　印

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（裏）

番　号

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（抄）

第145条　（略）

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　（略）

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第156条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第145条第１項又は第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第157条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。